

令和8年度着任青森県藤崎町地域おこし協力隊 募集要項

青森県藤崎町は、津軽平野の中央部に位置し、新青森駅や青森空港までの交通の利便性が良く、比較的災害が少ない気候に恵まれた町です。また、世界一の生産量を誇るりんご「ふじ」発祥の地、安全安心な米、ニンニクなど高品質な農産物の宝庫であり、四季折々の食や自然が魅力の町です。

近年は地域住民主体による各種活動が行われるようになっており、また現在当町の地域おこし協力隊（以下、「協力隊」という）制度を活用した2名の地域おこし協力隊員（以下、「隊員」という）の活躍、さらには移住定住コーディネーター及び協力隊 OBOG による設立団体との連携により、町全体が盛り上がりを見せているところです。

今後、さらなる地域活性化を図るため、藤崎町で活動する隊員を次のとおり募集します。

地域のために何かしたい方、地域と積極的に関わりたい方、地方移住に興味のある方など、藤崎町と一緒に盛り上げてくれる仲間をお待ちしています。



1 募集人員

地域おこし協力隊員 1名

2 活動内容（ミッション）

次のミッション1～2のうち、いずれかのミッションについて活動を行っていただきます。

詳細については、別紙「令和8年度着任青森県藤崎町地域おこし協力隊募集に係る活動内容（ミッション）」を参照してください。

○ミッション1 イベント開催を通じた賑わい創出及び誘客促進等の活動

藤崎町内の各種団体等と連携しながら四季折々の誘客イベントの企画・運営を通じて、賑わい創出、誘客促進及び地域経済の活性化等に取り組みながら、動画主体の情報発信にて藤崎町の認知を広げていく活動。

<主な活動内容>

- ・各種団体等と連携した誘客イベントの企画・運営
- ・SNSによる動画主体の情報発信 など

○ミッション2 地域貢献（地域課題解決）をしながら『持ち前のスキル』で起業する活動

自らのスキルを地域協力活動で発揮しながら、藤崎町での起業を目標とする活動。

3 募集対象

次の（1）～（9）にすべて該当する方

- （1）令和8年4月1日時点の年齢が、満18歳以上の方（ただし、同時点で高校生である者を除く）
- （2）3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）又は政令指定都市（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域を除く。）から、藤崎町に生活の拠点を移し、住所を藤崎町に異動させることを了承する方
- （3）普通自動車運転免許を取得しており、日常的に自動車を運転できる方
- （4）心身ともに健康で、地域協力活動やまちづくり及び地域活性化の活動に意欲と情熱があり、かつ地域おこし協力隊としての活動終了後も藤崎町内に定住し、創業や就業をする意思のある方
- （5）地域住民とコミュニケーションを取りながら、精力的に活動ができる方
- （6）パソコンソフト（ワード、エクセル、パワーポイント等）、SNS及びチャットツール等の一般的な操作ができる方
- （7）メディア対応など外部への積極的なPR活動ができる方
- （8）守秘義務を厳守できる方
- （9）地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

4 委嘱期間

- (1) 委嘱期間は1年以内とし、委嘱の日から令和9年3月31日までとします。なお、最長3年まで延長することができます。
- (2) 翌年度以降の委嘱については、活動実績等を考慮し決定します。また、協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。

5 活動経費等

(1) 地域おこし協力隊活動報償費

月額 291,600 円（4月採用の場合、4月のみ 292,400 円）

※着任日が月の初日以外の場合は、当該月の現日数を基礎として日割り計算となります。

(2) 地域おこし協力隊活動費助成金

単年度上限 200 万円

※活動費助成金については年度末に実費精算します。なお、当町への転居費用や当町での生活用備品及び光熱水費等の経費は隊員自身の負担となります。

※着任日が月の初日以外の場合は、当該月の現日数を基礎として日割り計算となります。

<助成金の対象となる主な経費>

住宅家賃経費、活動車両借上経費、活動車両燃料経費、活動必要品購入経費、研修経費、その他活動に必要な経費

6 福利厚生等

- (1) 業務委託契約のため、健康保険料及び年金保険料等は自己負担となりますので、国民健康保険及び国民年金等に加入してください。
- (2) 隊員は活動中の怪我や事故等に備えて、損害保険や任意の自動車損害保険に加入してください。
- (3) 地域おこし協力隊報償費のお支払いに係る取扱いについては、「報酬扱い」ではなく「給与扱い」としていただきますのでご了承ください。ただし、年末調整は行いませんので自身で確定申告を行う必要があります。
- (4) 青森県や弘前圏域のほか、民間企業等で実施している各種研修について随時情報提供し、自己研鑽等の機会を提供します。ただし、参加費用等は自己負担となりますが、内容に応じて活動助成金から支出することも可能です。
- (5) 任期中は当町地域おこし協力隊 OBOG が構成メンバーとなっている一般社団法人 ROUTE22 による活動サポート等を行います。
- (6) 居住について、各不動産業者の情報提供や各種手続き関係のご相談に応じます。ただし、居住に係る各種契約及び費用等はご自身で対応いただきます。なお、ペット等の同居等については各不動産業者へ確認することとなりますのでご了承ください。

7 勤務条件等

(1) 活動時間

隊員の活動時間及び活動日は、1日7時間45分かつ1週38時間45分を超えない範囲とします。

(2) 雇用関係

「藤崎町地域おこし協力隊」として藤崎町長が委嘱しますが、雇用関係はありません。隊員は藤崎町と地域おこし協力隊の活動に関する委託契約を締結して地域協力活動を行います。なお、契約期間は1年、最長3年となります。

(3) 勤務場所

ふじさき食彩テラス2階ワークスペース又は自宅

※藤崎町役場内に作業デスク等はありません。

(4) 活動備品等

活動に係るPCなど備品関係の支給はありませんので、ご自身でご用意ください。

(5) 活動報告

1週間ごとの活動報告書を藤崎町担当者へ持参提出いただきます。また、月に1度オンラインにて藤崎町担当課、地域おこし協力隊及び移住定住コーディネーター等の全員にて活動報告及び情報共有を行います。

(6) 副業の取扱い

上記活動時間外において、協力隊活動に影響を与えない範囲で副業・兼業を行ってかまいません。

(7) 起業・事業継承に関する支援金

協力隊として活動後の起業及び事業継承にかかる経費等において、藤崎町から支援金を交付する予定です。

8 応募受付期間

令和7年12月12日（金）まで

※上記期日までに応募がない場合は、受付期間を延長するものとします。

9 応募手続・選考

(1) 応募書類

- ・履歴書（任意の様式）
- ・藤崎町地域おこし協力隊活動目標シート（所定の様式）
- ・現住所の住民票
- ・運転免許証のコピー

※上記書類を青森県藤崎町経営戦略課まで郵送又は PDF ファイルでメール提出してください。なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください。また、提出された個人情報については本募集のみに使用し、その他の用途には使用しません。

(2) 選考方法

採用の選考にあたっては、次の①～②のとおり実施します。なお、状況によって期間を変更する場合があります。

- ① 第1次選考（書類審査）は令和7年12月下旬までに行い、選考結果を速やかに応募者全員に文書又はメールで通知します。
- ② 第2次選考（現地見学会及び面接）は第1次選考合格者を対象に令和8年1月末までに行い、選考結果を第1次選考合格者全員へ速やかに文書またはメールで通知します。

※第2次選考の詳細については、第1次選考合格者へ別途連絡します。なお、現地見学会及び面接に係る旅費については町の規程により支給します。

10 活動開始予定日

令和8年4月1日以降

11 申込み・お問合せ先

〒038-3803

青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

藤崎町経営戦略課戦略推進係

TEL：0172-88-8236（直通）

E-mail：senryaku@town.fujisaki.lg.jp